

## 入札結果の公表(全て)

令和3年3月15日までに執行した入札結果を公表します。

No.	工事・業務名等	入札参加者	第1回 (金額：円)	第2回 (金額：円)	第3回 (金額：円)	応札率	落札業者
1	入札執行日 令和3年1月28日 工事名 令和2年度 村単独事業 道の駅中山盆地 ドッグラン整備工事 工事場所 高山村大字中山地内 予定価格 4,510,000円 最低制限価格 なし 事業担当課 地域振興課 落札率 98.67% 入札方式 指名競争入札	1 株式会社 須藤工務店	4,450,000			98.67%	○
		2 株式会社 平形土建	4,500,000			99.78%	
		3 株式会社 大淵工務店	4,580,000			101.55%	
		4 株式会社 飯塚土木	4,650,000			103.10%	
		5 株式会社 OHKI	4,700,000			104.21%	
		6 株式会社 若月工務店	4,750,000			105.32%	
		7 株式会社 新光建設	4,800,000			106.43%	
2	入札執行日 令和3年2月8日 工事名 令和2年度 村単独事業 村道東五領線 横断側溝敷工事 工事場所 高山村大字中山地内 予定価格 2,580,000円 最低制限価格 なし 事業担当課 建設課 落札率 98.84% 入札方式 指名競争入札	1 株式会社 OHKI	2,550,000			98.84%	○
		2 株式会社 平形土建	2,570,000			99.61%	
		3 株式会社 須藤工務店	2,580,000			100.00%	
		4 株式会社 飯塚土木	2,580,000			100.00%	
		5 株式会社 若月工務店	2,600,000			100.78%	
		6 株式会社 新光建設	2,620,000			101.55%	
		7 株式会社 大淵工務店	辞退				

### 『春の全国交通安全運動』

4月6日(火)～15日(木)にかけて春の全国交通安全運動が実施されます。

高山村においては、警察、交通指導員、交通安全協会高山支部等と連携し、朝の街頭指導や、小学校において交通安全教室等を開催します。

4月～5月にかけて、入学シーズンや大型連休を迎え、車の動きが活発に変化します。運転する方は子どもや高齢者の安全を守る運転をお願いします。家庭・地域では子どもや高齢者が出掛ける際には自動車等に注意するよう声掛けをしましょう。



### ※4月10日(土)は全国の

### 「交通事故死ゼロを目指す日」

記録の残る昭和43年以降、毎日、交通死亡事故が発生しています。そこで、平成20年から、国民一人ひとりに、交通安全に対する意識を高めてもらうため、「交通事故死ゼロを目指す日」を設定しています。

### みんなの広場

### たかやまの文壇

(文化協会短歌部)

2021年3月短歌交流会  
コロナ禍に揺れ動く世界のなかで

父ははの恵みを享けしこの命

卒寿の日々を安らかに生く

割田 良次

東北はかなしきところ山背あり

津波もくるがいとしきところ

相馬 昭典

黒々とした形さえ変りなく

三並の山より春はめぐり来

小林 良教

農に生き灼かれて太き手足もて

歌詠み残せし義姉逝き給ふ

後藤 節子

ひたすらに老々介護努めきて

夫の笑顔やさしき失せぬ

平形美祢子

湯気立てて大寒の夜の鍋物は

未だに及ばぬ亡き妻の味

大津 初司

桐生より二人で来たる茸狩り

どつきり採れて「今夜はうとんだ」

河原田紫雲

雪雲が北にかかれば我が里は

どれだけ降るやら氣遣う山なみ

佐藤 重夫

風花のひねもす止まぬこの郷も

コロナウイルスの悲鳴絶えざり

木村朝次郎



## 令和3年4月より介護保険料が変更になります

日頃より、村民の皆様には介護保険事業につきましてご理解とご協力いただきありがとうございます。このたび、3年に1度の介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料額が変更となります。

介護保険制度は老後の安心を社会全体で支える仕組みとなっております。現在日本では高齢化が急速に進んでおり、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)になる令和7年には5人のうち2人が65歳以上の方となる時代を迎えようとしています。

高山村においても高齢化が進んでおり、寝たきりや認知症など介護を必要とする方が増加しています。そのような理由を踏まえ、今後の介護保険事業について分析やニーズの把握等を行い、必要な介護保険料を算出した結果となっております。今回変更した保険料につきましては令和3年度から令和5年度までの額となっております。

今後とも介護保険事業につきましてご理解とご協力よろしくお願いたします。

※基準額(月額)6,000円

所得段階区分		対象者	保険料率	年額(R3～R5)	
世帯	本人				
第1段階		生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税	基準額×0.3	21,600	
第2段階	非課税世帯	本人非課税 合計所得金額 + 課税対象年金収入額	合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円以下	基準額×0.5	36,000
第3段階			合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が120万円超	基準額×0.7	50,400
第4段階			合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円以下	基準額×0.9	64,800
第5段階			合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円超	基準額×1.0	72,000
第6段階	課税世帯	本人課税 合計所得金額	合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	86,400
第7段階			合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	93,600
第8段階			合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	108,000
第9段階			合計所得金額が320万円以上	基準額×1.7	122,400

### ◎第1号保険料額について

第1号保険料は、所得に応じて9段階に設定される仕組みになっておりますので、被保険者毎に保険料額が異なります。第1段階から第3段階は低所得者向け保険料軽減措置後の額です。

### ◎保険料の納付方法

①第1号保険料の納付については、特別徴収(年金から天引き)か普通徴収(口座振替・窓口納付)の方法に分けられます。

②毎年4月1日時点で老齢年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。

◎現在、住民税、介護保険料等の納付を窓口納付されている方につきましては、便利な口座振替をおすすめいたします。

《お問い合わせ先》 高山村役場住民課福祉係 ☎ 63 - 2111(内線62)

## 令和3年度 村税等の納期について

令和3年度村税等の納期は下記のとおりですので、口座振替の方は納期限前に残高確認を、納付書払いの方は納期限までに納付して下さるようお願いいたします。

また、年度の途中でも口座振替の申し込みは受け付けていますので、希望される方は各担当課まで連絡してください。

令和3年度村税等納期一覧表

税目等	月別	担当課	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村 県 民 税		税務会計課			1期		2期		3期			4期		
固 定 資 産 税		税務会計課		1期		2期			3期			4期		
軽 自 動 車 税		税務会計課	全期											
国民健康保険税		税務会計課				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
介護保険料		住民課				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
後期高齢者医療保険料		住民課				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
上下水道使用料		建設課		3・4月分		5・6月分		7・8月分		9・10月分		11・12月分		1・2月分
村営住宅使用料		建設課	毎月											
学校給食費		教育課	毎月											
納期限(振替日)			令和3年 4月30日 (金)	令和3年 5月31日 (月)	令和3年 6月30日 (水)	令和3年 8月2日 (月)	令和3年 8月31日 (火)	令和3年 9月30日 (木)	令和3年 11月1日 (月)	令和3年 11月30日 (火)	令和3年 12月27日 (月)	令和4年 1月31日 (月)	令和4年 2月28日 (月)	令和4年 3月31日 (木)

注意) 給料又は年金等から特別徴収(天引き)される場合はそれぞれの支払月となります。

※不明な点がございましたら、高山村役場各担当課までお問い合わせください。[代表電話 63-2111]

## 軽自動車税(種別割)の減免申請について

令和3年度の軽自動車税(種別割)の減免を申請される方は、次の書類をお持ちの上、高山村役場税務会計課へお越しください。

- 減免を希望される軽自動車の「自動車検査証」
- 「身体障害者手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」
- 「自立支援医療受給者証(精神通院)」  
※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のみ
- 運転する方の「運転免許証」
- 印鑑
- 生計同一証明書(必要な方)

・高山村役場保健みらい課で申請及び交付いたしますので、『軽自動車の車両番号がわかる書類・印鑑』をお持ちの上申請してください。

**申請期間は4月5日(月)から4月23日(金)までです。**申請期間を過ぎますと、減免を受けられない場合がございます。また、自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免は受けられません。ご不明な点等ございましたら、高山村役場税務会計課軽自動車税担当(☎0279-63-2111)までお問い合わせください。

## 軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)について

令和3年度の軽自動車税(種別割)の口座振替をご利用の方へ送付する納税証明書(継続検査用)につきましては、各金融機関からの納付情報を確認でき次第、**継続検査(車検)の必要がある車両のみ**送付いたしますので大切に保管してください。

## 令和3年度 行政相談開催日

行政相談では、

- 苦情や困っていることがあるが、どこに相談してよいか分からない。
  - 国などの行政機関に苦情や意見・要望を言いたい。
  - 手続きやサービスの制度や仕組みが分からない。
- …などの相談に行政相談委員が応じます。相談は無料で、秘密は厳守されます。

令和3年度 行政相談開催日(行政委員は都筑誠哉さんです)

開催日		開催時間		開設場所
月	日(曜日)	開始	終了	
4月	21日(水)	午前9時	午前12時	役場2階 会議室
6月	9日(水)			
8月	18日(水)			
12月	8日(水)			
2月	9日(水)			

※ 10月は、行政相談委員・人権擁護委員・民生児童委員による合同相談会を開催する予定です。  
開催日程が決まりましたら改めてお知らせいたします。

《お問い合わせ先》 高山村役場(総務課) ☎(直通)0279-26-7942

## 高校生の保護者の皆様へ ~高校生等就学費補助金について~

高山村では高等学校等(高等専門学校・専修学校などを含む)へ就学する生徒に対して、その費用の一部を補助する事業を実施していますので、該当される方は忘れずに申請してください。

- **対象者** 高等学校等に就学する生徒を扶養する保護者で、ともに高山村に住所を有する者
  - **期間** 高等学校等を卒業するまでの間(3年間を限度とします。)
  - **金額** 月額 5,000円
  - **申請手続** 補助金交付申請書に必要事項を記入して、
- 高等学校等の在学証明書、住民票(世帯全員)を添付のうえ教育委員会に申請してください。  
※対象となる方には申請書を郵送します。  
※毎年申請が必要です。
- **申請期限** 4月30日(金)まで

《お問い合わせ先》 教育委員会事務局 ☎63-3046

## 宅地分譲申し込み案内(古屋団地)

平成24年度造成工事が完成した古屋団地の申し込みを下記のとおり受付中です。

なお、令和2年度に条例が改正され、中学生以下を扶養していない方でも購入可能です。詳細はお問い合わせください。

- **申し込み受付時間** 午前8時30分から午後5時15分  
(土・日・祝日・年末年始を除く)
- **申し込み受付** 高山村役場 (地域振興課)  
(郵送及び代理申請は不可)
- **分譲地名称等** 古屋団地(北之谷地区)
- **販売区画** 2区画(平場100坪前後)
- **分譲価格** 1坪10,000円(分譲価格)

《お問い合わせ先》 高山村役場 地域振興課 ☎63-2111

## 高山村社会福祉協議会 在宅向け事業一覧表

## ●紙おむつ等給付事業

在宅療養者及び介護者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を図るため、紙おむつ等の給付を行います。

- ①利用対象者 要支援1以上の療養・療育中、または身体の不自由な方
- ②給付方法 おむつの種類を選択していただき、毎月、業者からご自宅に配達されます
- ③利用限度額 1ヶ月あたり、3,000円～5,000円(介護度により上限が異なります)

## ●寝具等クリーニング利用券支給事業

在宅療養者である家庭の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するために、寝具等のクリーニングに使用できる利用券の支給を行います。

- ①給付対象者 要介護1以上の療養・療育中、または身体の不自由な方
- ②利用限度額 1ヶ月あたり、5,000円の利用券の支給(村が指定する業者でのみ使用可能)

## ●福祉有償運送サービス事業

自力では移動することが困難である方の移動手段として、福祉有償運送サービスを行います。

- ①利用対象者 要支援1以上の療養中、または身体の不自由な方
- ②利用料金 1kmあたり40円
- ③利用内容 通院や買い物時にご利用できます。(要予約)
- ④利用区域 原則として、吾妻郡、沼田市、利根郡、渋川市とします。

## ●福祉車両・車椅子の貸出事業

在宅療養者の生活上の利便性及び生活の質の向上をはかるため、福祉車両及び車椅子の貸出事業を行います。

- ①利用対象者 村内在住の方
- ②利用料金 福祉車両利用者は、返却時に車両の清掃及び使用燃料の実費負担とし、車椅子の貸出は、無料で6ヶ月以内とします。(ただし他制度によって受給できる方は除きます)

## ●ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業の支援

高齢者の健康保持及び孤独感の解消、並びに地域社会との交流を深めるため、昼食時の配食サービスを行います。

- ①配食対象者 ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯
- ②配食の方法 月～金曜日(祝日は除く)の希望する昼食時にご自宅にお弁当をお届けします。
- ③利用料金 1食300円(利用者負担額)
- ④申し込み先 高山村保健みらい課(高山村保健福祉センター ☎63-1311)

なお、ご不明な点・ご相談等がありましたら、お気軽にご相談ください。

《お問い合わせ先》 高山村社会福祉協議会 ☎63-2075

## 高山村の子育て支援サービス

高山村では、安心して子育てができるように子育て支援策を実施します。保健みらい課が扱う主なサービス内容を下記のとおり紹介いたしますので参考にしてください。

### ◎児童手当

①支給対象者 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

#### ②支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円



※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

③支給時期 原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

#### ●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、認定請求書を提出すること(申請)が必要です。申請はお早めをお願いします。

※認定請求に必要な添付書類

- ・手当振込先の通帳(請求者名義)

#### ●現況届(毎年6月に提出)

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。



### ◎出産祝金支給事業

出産を祝い、次代を担う児童の確保を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減と児童の健全育成を目的として出産祝金を支給します。

#### ①支給対象者

- (1) 出産した者又はその配偶者で、その出産児を養育する者
- (2) 出産時前1年以上の期間引き続き本村に居住し、住民基本台帳法の規定により登録を有している者(本村において生活実態のない者を除く。)
- (3) (2)の要件を満たす配偶者、子(ら)と同居し、かつ、その出産児が小学校に入学するまでの期間とともに本村に住所を有し居住する者

②出産祝金の額 (1)第1子 200,000円 (2)第2子 300,000円 (3)第3子以降は500,000円

### ◎児童館(学童保育)運営事業

昼間保護者等がない家庭の小学校児童の健全育成対策の充実を図るため、児童館を設置・運営します。(対象児童は、1年生～6年生までです。)

利用料は無料ですが、おやつ代(500円/月)は保護者の負担となります。

## ◎乳児おむつ等購入費助成事業

乳児を扶養し、養育する保護者の経済的負担の軽減と福祉の向上及び少子化対策に寄与するため、乳児が必要とするおむつ等の購入費を助成します。

### ①支給対象者

高山村内に居住する満1歳に満たない者(乳児)を扶養し、高山村内に住所を有する保護者

### ②助成金の限度額

乳児1人につき月額3,000円(申請の際、領収証を持参してください。)

## ◎子育て支援センター

保育所に隣接し子育て支援センターを開設しています。

子育てについて、親が学び子どもとの絆を深めることを目的とし、月曜日から金曜日まで、相談員を配置し、子育ての悩み・子どもの発育等の相談に対応いたします。保育所の様子も見学できますので、仕事への復帰をお考えの方も気軽にご利用ください。

## ◎要保護児童対策地域協議会

保護者のない児童又は保護者に監護されることが不相当であると認められる児童の適切な保護、又は保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦への適切な支援を図るため、高山村要保護児童対策地域協議会が設置されています。

- ・虐待かと思われる事
- ・育児での悩み事
- ・その他児童に関して気になる事等があればご相談ください。

## ◎母子センター(保健センター内)

妊娠期から子育て期にわたるまで、お子さんが健やかに成長し、また保護者の方が安心して子育てが行えるように、相談や教室、訪問等を実施しています。

出産の準備や心配ごと、母乳やミルクは足りているか、離乳食の進め方、子どもの成長や発達は順調か、子育てが辛いなど、聞きたいことや心配な事がありましたら保健師や栄養士にご相談ください。

また、ことばや発達が心配なときは、児童相談所の心理士による相談を受けることができます。

## ◎各種保健事業

保健センターでは、妊娠中から産後のお母さんの体調を確認する妊産婦健康診査、お子さんの発育や発達を確認する乳幼児健康診査、感染症からお子さんを守るための定期予防接種等を実施しています。

任意予防接種については、インフルエンザ(高校3年生相当の年齢までの方が対象)等の接種費用の補助を行っています。

また、特定不妊治療を受けた方の治療費の一部を助成しています。

子育て支援に関する詳細は下記にお問い合わせください。

●高山村保健みらい課(保健福祉センター) ☎63-1311

●高山村保育所・児童館 ☎63-2812

●児童相談所北部支所 ☎20-1010

## 特殊詐欺電話対策装置の貸し出しについて

高山村では電話を利用した悪徳商法や特殊詐欺対策のため、特殊詐欺電話対策装置の貸し出しを行っています。令和2年中、群馬県内の特殊詐欺認知件数は185件、被害額は約3億9,680万円でした。このうち約9割が犯人からの電話により、だまされて被害に遭っています。

### ◎特殊詐欺電話対策装置とは…

振込詐欺などの被害防止のため、かかってきた電話の相手先に対し、詐欺防止のアナウンス、通話の録音を行います。家の固定電話に当装置を接続するものとなり、接続は役場担当職員が行います。

- **対象者** 高山村に住民登録をしている65歳以上の方
- **貸出台数** 1世帯あたり1台
- **貸出期間** 1年間(延長も可能です)
- **注意事項** 以下の項目については対象者の方が負担となります。
  - ・電気料
  - ・通信料
  - ・ナンバーディスプレイを必要とする機能を使用

- る場合は、ナンバーディスプレイへの加入料
- **貸し出しの際ご協力いただきたいこと**
  - ・悪徳商法等の被害を防止するため、村が録音データの提出を求めた場合は、データの提供にご協力ください。
  - ・装置が故障した場合は、直ちにご連絡ください。
- **申請方法** 役場 総務課までご連絡ください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 総務課 防犯担当 ☎ 0279 - 63 - 2111(内線 14)

## クビアカツヤカミキリなどの外来種による被害を防ぎましょう

幼虫がサクラやウメなどの木を食い荒らして枯らしてしまう外来昆虫のクビアカツヤカミキリによって、平成27年から群馬県の各地で被害が発生しています。高山村近辺ではまだ被害は確認されていませんが、県内の被害は拡大しつつありますので、被害が拡大しないようご協力ください。

### ●クビアカツヤカミキリ被害の拡大防止のために

①成虫を発見した場合	その場で駆除してから、発見場所の市役所・町村役場まで場所等の情報提供をお願いします。(可能であれば、駆除の前に写真撮影等をお願いします。なお、特定外来生物であるため、飼育や生きのまま持ち運ぶことは禁止されています。)
②被害木の特徴があるサクラなどの木を発見した場合	発見場所の市役所・町村役場まで場所等の情報提供をお願いします。(可能であれば、被害を疑われる木の写真撮影等をお願いします。)

クビアカツヤカミキリ以外にも、全国各地で特定外来生物を始めとする外来種による様々な被害が問題となっています。外来種対策の基本的な考え方として「外来種被害予防三原則」が定められていますので、外来種による被害を防ぐために、皆様にはご協力をお願いします。



→被害木の断面



→フラス  
(幼虫の糞と木くずが混ざったもの)



《お問い合わせ先》 高山村役場 ☎ 63 - 2111  
・地域振興課(外来種全般について) ・農林課(果樹への対策について)

## 人間ドック受診費補助制度について

本村では、人間ドックを受診された方に対し、下記のとおり受診費の補助を実施しています。社会保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者でそれぞれ補助額等が異なりますので、確認の後、ご利用ください。

### < 補助制度の概要 >

#### 1 社会保険加入者

- ・対象者 満30歳以上で本村に住所を有する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 10,000円を限度とする  
(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 保健センター又は住民課窓口で領収書・印鑑・口座番号がわかるものを持参してください。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・お問い合わせ先 保健みらい課(保健センター内) ☎63-1311

#### 2 国民健康保険加入者

- ・対象者 満35歳以上75歳未満で高山村の国民健康保険に1年以上加入している者、又は加入すると認められる者で国保税を完納している世帯に属する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 30,000円を限度とする  
(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口で領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・その他 なお、村が実施している特定健診(集団健診・個別健診)を受けた方は、人間ドック受診費補助対象にはなりません。
- ・お問い合わせ先 住民課 ☎63-2111

#### 3 後期高齢者医療加入者

- ・対象者 群馬県後期高齢者医療被保険者で本村に住所を有し、保険料を完納している者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 20,000円を限度とする  
(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口で領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。  
なお、申請期間は4月から翌年1月末日までをお願いします。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・その他 なお、村が実施しているご長寿健診(集団健診・個別健診)を受けた方と脳検査項目のみの脳ドックは、人間ドック受診費補助対象にはなりません。

《お問い合わせ先》 高山村役場住民課 ☎63-2111

## 住民票・戸籍の謄本等の交付申請について

住民票・戸籍の謄本等の交付申請には、下記のものが必要となりますので、申請時にご用意ください。

証明書の種類	窓口に来る人	印鑑	本人確認書類	委任状
住民票	本人	○	○	×
	同一世帯員 <sup>※1</sup>			
	別世帯の代理人			○
戸籍の謄本等	本人	○	○	×
	配偶者・直系血族 <sup>※2</sup>			
	配偶者・直系血族以外の代理人			○
印鑑登録証明書	本人又は代理人 (印鑑登録証(緑の手帳)が必要です)	×	○	×

※1 同一世帯員…世帯分離をしている方は対象となりません。

※2 直系血族…本人から見て父母・祖父母・子・孫などの直系にあたる方。配偶者の父母・祖父母などは直系血族ではありません。また、すでに戸籍が別になった兄弟姉妹のものを申請する場合は、委任状が必要になります。

### ●本人確認書類

請求者等	本人確認書類	
1点で足りるもの(国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真入りの身分証明書)	運転免許証 旅券 個人番号カード(マイナンバーカード) 住基カード(写真有) 在留カード 海技免状 小型船舶操縦免許証 船員手帳 猟銃・空気銃所持許可証 療育手帳 戦傷病者手帳 電気工事士免状 教習資格認定証 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 無線従事者免許証 宅地建物取引主任者証 動力車操縦者運転免許証 身体障害者手帳 特殊電気工事資格者認定証 運航管理者技能検定合格証明書 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書	
2点必要となるもの	①に掲げるもの及び②に掲げるもの各1点 ②に掲げるものを提示できないときは①に掲げるものを2点	
	①	写真のない書類 ・国民健康保険、健康保険、船員保険、若しくは介護保険の被保険者証 ・共済年金若しくは恩給の証書 ・国民年金、厚生年金保険、若しくは船員保険に係る年金証書 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・住基カード(写真無し) ・戸籍(住民票)交付申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書
	②	写真入り書類 ・学生証 ・法人が発行した身分証明書 ・国若しくは地方公共団体が発行した資格証明書

### ●「委任状」提出の注意点

「委任状」は必ず請求者(使う人)本人が全て記入してください。

申請当日に「委任状」がない場合は、証明書の交付ができませんので、必ず事前に「委任状」を請求者本人に書いてもらってください。(「委任状」の様式は問いません。住民課窓口にも置いてあります)

また、「マイナンバー記載の住民票」は本人が特別の請求をした場合にのみ交付されます。本人及びその同一世帯員以外からの交付請求があった場合には、委任状を持参したとしても窓口交付することができませんのでご注意ください。

※平日に役場へ来られない方、またはご不明な点がある場合は、住民課窓口にお問い合わせください。

## 人口と世帯数 (3月1日現在)

	人口	3,596人 (-13)
	男	1,800人 (-8)
	女	1,796人 (-5)
	世帯数	1,505世帯(-4)

※( )内は、前月との比較

## 納税等 ★印が4月に納めていただく税等です。

	村民税	固定資産税	軽自動車税	保険税 国民健康	介護保険料	後期高齢者 医療保険料	上下水道 使用料
4月			★				
5月		●					●
6月	●						
7月		●		●	●	●	●
8月	●			●	●	●	
9月				●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	
11月				●	●	●	●
12月				●	●	●	
1月	●	●		●	●	●	●
2月				●	●	●	
3月				●	●	●	●

税金は 社会を支える あなたの会費

# 健康ガイド

## 4月の当番医予定表

※診療時間は午前9時から午後5時までです。できるだけ時間内に受診してください。

※急患のための当番医制度ですので、緊急患者以外の受診はご遠慮願います。

※在宅待機のため、原則として往診は致しません。 ※専門外の疾患の場合は対応しかねることもあります。

日	科	内科	外科	休日夜間当番病院
4日 (日)	後藤医院 中之条町(75)2230		原町赤十字病院 東吾妻町(68)2711	原町赤十字病院 東吾妻町(68)2711
11日 (日)	小池医院 東吾妻町(67)2030		吾妻さくら病院 中之条町(75)3011	吾妻さくら病院 中之条町(75)3011
18日 (日)	吾妻脳外循環科 東吾妻町(68)5211		原町赤十字病院 東吾妻町(68)2711	原町赤十字病院 東吾妻町(68)2711
25日 (日)	くりはら医院 東吾妻町(68)0355		吾妻さくら病院 中之条町(75)3011	吾妻さくら病院 中之条町(75)3011
29日 (木)	東吾妻町診療所 東吾妻町(59)3010		西吾妻福祉病院 長野原町(83)7111	西吾妻福祉病院 長野原町(83)7111